

鎌倉市農業委員会 平成30年度 第5回総会 次第	
日 時	平成30年8月28日(火) 15時30分開会
場 所	鎌倉市役所 4階402会議室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均、 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、9番 小泉勝利、 10番 和田雅裕、11番 小川壽一、12番 若林安雄、 13番 石澤一英 以上12名
事務局出席者	茂木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員
欠席委員	8番 飯田委員
議長 (安齊会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	議長、8番飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので 報告します。
議長 (安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、7番浜野委員、9番小泉委員にお願いします。 現況証明委員は、4番郷原委員、7番浜野委員にお願いします。
議長 (安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長、本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、8月総会議事 日程につき審議しましたところ、次のように決定しましたのでご報告 いたします。 日程第1、報告第13号、農地法第4条第1項第7号の規定による農 地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第2、議案第28号、非農地証明について。 日程第3、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請につい て。 日程第4、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請 について。 日程第5、議案第31号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利 用集積計画の決定について。 日程第6、議案第32号、農地中間管理事業における農用地利用配分 計画に対する意見について。 日程第7、議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利 用集積計画の決定について。 日程第8、議案第34号、農地中間管理事業における農用地利用配分 計画に対する意見について。 日程第9、その他、諸般の報告について。 以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	ありがとうございました。それでは、日程第1、報告第13号、農地 法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関す る専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告を お願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第1、報告第13号、農地法第4条第1項第7号の規定に よる農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、着席して報告させていただきます。報告に際し、敬称は略させてい ただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、 XXXXXXXXXX 、畑、208平方メートル外

	2筆、合計3筆、232.03平方メートルを [REDACTED] が、専用住宅用地として、平成30年12月10日転用のため、平成30年8月2日に専決処分いたしました。 賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	次に、日程第2、議案第28号、非農地証明について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第2、議案第28号、非農地証明についてご説明します。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の非農地の定義により、当該土地が、農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。お手元の資料をご覧ください。本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっております。 当該地は、市街化調整区域内の土地です。申請地の現況は、近接する山林と同じ状態となっております。申請地は、県の運用指針に定められる非農地証明の交付要件 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分、甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。 ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。 ⑥ 転用後10年以上経過していること。 のすべてを満たしています。 ご審議していただき、ご了承いただければ、申請者に非農地証明を交付し、地目変更登記が行われることとなります。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の 若林委員さんから補足説明をお願いします。
12番 (若林委員)	議長、12番、8月23日(木)午後3時から、安齊会長、平井委員と共に現地調査を行いましたので報告いたします。現地の状況から、申請地は農地とは言いがたく、「非農地」として判断することが妥当と思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	それでは、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
6番 (岡崎委員)	6番、その土地は生産緑地ですか。
事務局 (岸名補佐)	議長、この土地は市街化調整区域内の土地であり、生産緑地は市街化区域内の農地ですので、異なるものです。
6番 (岡崎委員)	わかりました。

議長 (安齊会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。 議案第28号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第28号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第3、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第3、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。お手元の資料をご覧ください。 農地法第3条には、農地を所有権移転する場合には、農業委員会の許可を受けなければならないと規定されています。 本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっており、当該地は、生産緑地に指定されています。 本件は、申請者の[]より、経営規模拡大のため、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 []は、[]で農業に従事しています。 耕作面積については、深沢地域で5,891平方メートルの畑を耕作しており、その大半は、当該地に隣接しています。 深沢地域の農地を取得するための下限面積は2,000平方メートル以上であるため、要件を満たしています。 年間の従事日数は、[] []となっています。 農業経営に必要な従事日数は150日が下限となっており、要件を満たしています。 自宅から申請地までの通作距離は約300メートルで、徒歩で約4分です。 以上の事由から、農地法第3条の許可条件を満たしていると考えられます。 本日、当委員会でご審議いただき、承認されれば、申請者に対して許可書を交付することになります。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の若林委員さんから補足説明をお願いします。
12番 (若林委員)	議長、12番、8月23日(木)午後2時30分から、安齊会長、平井委員と共に、現地調査を行いましたので報告いたします。 []の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ナス、ピーマン、オクラ等の作付けが行われおり、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第29号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第29号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第4、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第4、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 農地法第5条第1項の許可申請とは、農地を、農地以外に転用する目的で、所有権移転、賃借権等の権利設定を行う場合には、神奈川県知事の許可が必要となるという規定です。 本案件は、鎌倉市関谷の市街化調整区域の農地を、使用貸借により長女の農家の分家住宅敷地に転用するというものです。 神奈川県知事の許可を得るには、農地転用許可基準に適合することが必要となります。 この許可基準は「立地基準」「一般基準」「個別基準」「他法令との調整」の4本建てになっています。 まず、「立地基準」ですが、農地を5つに区分するもので、農業振興地域内の農用地、甲種農地、第一種農地は原則として許可されません。第二種農地は例外的に許可される場合があります。第三種農地は、原則として許可されます。 当案件について、県と協議したところ、申請地は北側の横浜市水道局小雀浄水場との連担性が認められることから「第3種農地」に該当すると判断されたため、原則許可となる案件となります。 次に、「一般基準」についてご説明します。 一般基準は、農地転用計画の確実性、周辺農地への影響等を確認するもので、農地転用計画の確実性については、建築資金全額を金融機関の融資で賄うことを確認しました。 周辺農地への影響等については、当該地が周辺の農地に隣接しておらず、雨水・汚水・雑排水は宅内で処理する計画となっており、影響は無いと判断されます。 次に「個別基準」についてご説明します。 個別基準は、自己用住宅に関する要件に適合するかを判断するもので、提出された「農家分家に係る理由書」により、 が農業を承継すること等、要件に適合することを確認しました。 最後に「他法令との調整」ですが、農家の分家住宅に関しては、都市計画法の開発許可が得られれば、建築が認められることとなっており、市の開発部門に開発許可申請が平行して提出されています。 農地転用許可と合わせて開発許可が行われる予定です。

	今後の流れといたしましては、県知事の許可後、神奈川県から当農業委員会へ許可証が送付され、当農業委員会から許可証を交付することとなります。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13番 (石澤委員)	13番、建物の名義は[]でなければいけないのか。
事務局 (岸名補佐)	議長、申請は[]で提出されているが、農地の所有者との関連性を見るのもので、名義までは確認が取れていません。
13番 (石澤委員)	通常は、持分登記をする場合に[]が入ることが、基準に抵触することはないか。
事務局 (岸名補佐)	議長、資金計画を確認すると、[]になっています。 「農家分家に係る計画理由書」により、[]が農業を承継することが記載されております。これらの資料は事前に神奈川県と協議する中で問題になっていません。
13番 (石澤委員)	わかりました。
議長 (安齊会長)	建築後に転売というようなことは大丈夫ですか。
事務局 (岸名補佐)	議長、「農家分家に係る計画理由書」の中で「分家住宅の許可を受けた際には、農地法を遵守し、第三者に転売や用途変更することは一切致しません。」する旨の記載と捺印があります。こちらも神奈川県に確認していただいています。
議長 (安齊会長)	わかりました。
議長 (安齊会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第30号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第30号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第5、議案第31号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第6、議案第32号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連があるので一括して上程いたします。 農業委員会等に関する法律第31条第1項により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、退席者がございます。このため、暫時休憩いたします。(小泉委員退室) 会議を再開いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (岸名補佐)	議長、日程第5、議案第31号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第6、議案第32号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件関連案件ですので、一括してご説明します。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第31号は、[]から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までの5年間です。 次に、議案第32号及び参考資料をご覧ください。 議案第32号は、ただ今、ご説明した議案第31号の土地を農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、平成30年11月1日から平成35年8月31日までの約5年間です。 賃借料は、1平方メートル当り24円、年間96,100円となっています。 なお、今回から農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行っており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の平井委員さんから補足説明をお願いします。
5 番 (平井委員)	議長、5番、本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、作付けはないものの、良好に管理されており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第31号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第31号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第32号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第32号は承認されました。議事の都合上、暫時休憩いたします。([] 委員入室)
議長	会議を再開します。次に、日程第7、議案第33号、農業経営基盤

(安齊会長)	強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第8、議案第34号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第7、議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第8、議案第34号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件関連案件ですので、一括してご説明します。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第33号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 期間は、平成30年10月1日から平成35年9月30日までの5年間です。 次に、議案第34号及び参考資料をご覧ください。 議案第34号は、ただ今、ご説明した議案第33号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、平成30年12月1日から平成35年9月30日までの約5年間です。 賃借料は、1平方メートル当り24円、年間11,100円となっています。 なお、今回から農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の平井委員さんから補足説明をお願いします。
5番 (平井委員)	議長、5番、本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、作付けはないものの、良好に管理されており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第33号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第33号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第34号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局	総員挙手。

(茂木局長)	
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第34号は承認されました。
4番 (郷原委員)	議長、4番、神奈川県農業公社が借り入れる期間と貸し出す期間に2カ月のズレがあるが中間管理機構が手続きをする期間か。
事務局 (岸名補佐)	委員のおっしゃるとおり、手続きの期間です。金額に関しては、借主は2カ月分支払っておらず、中間管理機構が2カ月分足して貸主に支払っています。
4番 (郷原委員)	必ず2カ月のタイムラグが生じるのか。
事務局 (岸名補佐)	事務の処理期間が2カ月程必要と聞いています。
4番 (郷原委員)	すいません、ちょっと気になったもので。
議長 (安齊会長)	次に、日程第9、その他、諸般の報告について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長、日程第9、その他、諸般の報告について、5件、着席して報告させていただきます。 諸般の報告1、農地相談会の結果について、報告いたします。 今年度1回目の農地相談会を7月31日(火)にJAさがみ玉縄支店で実施しました。 相談件数は1件で、以前にも農地相談会で相談があったもので、内容は所有する市街化区域の農地の税金についてで、生産緑地の指定に向けて、都市計画課との調整を行いたいとの内容でした。本件については都市計画課と調整中です。 次に、諸般の報告2、農地法第30条による利用状況調査の実施について、ご報告します。 平成21年の農地法改正により農業委員会に利用状況調査が義務付けられ、農地を1筆ごと、目視で確認する現地調査を実施し、取りまとめ後、県へ報告するものです。 市街化調整区域の農地、生産緑地の調査を皆様をお願いします。 原則2名で行っていただき、特に遊休農地化している場合には、昨年度の結果や周辺農地の状況も考慮して判断していただきます。 なお、地区割りについては、昨年度の実績をもとに作成しております。 調査結果については、10月25日(木)の総会までにご提出願います。 資料は、字ごとの農地のリストと、地図資料を用意しました。 リストには、調査日時、調査者を記入していただき、農地として草刈り等適切な管理が行われている場合には○を、雑草が繁茂している等の場合には×の記入を、判断に困る場合は、農地の現況を記入してください。 ご不明な点がございましたら、事務局までお問合せください。 なお、市街化区域の農地の調査については、事務局で対応する予定です。 次に、諸般の報告3、「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について、ご報告します。諸般の報告3参考資料をご覧ください。 西日本において発生した「平成30年7月豪雨災害」に伴い、一般社

	団法人全国農業会議所が神奈川県農業会議をとおして、農業委員会組織として義援金の募集活動に取り組むこととした旨の通知がありました。 つきましては、鎌倉市農業委員会としての募金について、皆様のご意見を伺うものです。
議長 (安齊会長)	皆さん、どういたしましょうか。それぞれの農業委員会に対して、こういう要請がされていますので、各農業委員は募金をすると思われますので、鎌倉市の農業委員としても義援する方向で考えた方がよいと思いますので、事務局に一任させていただく又は、皆さんの会費の中から義援いかがかと思うんですが、いかがでしょう。
事務局 (名塚職員)	議長 事務局といたしましては、熊本の災害の折に情報が入らず、募金ができなかった経過もあり、会長がおっしゃったとおり農業委員皆様の積み立てから、1人1口1,000円ずつ、計13,000円を指定口座に送金するという案がございます。
	「会長一任」の声。
事務局 (名塚職員)	それでは、そのように対応させていただきます。 次に、諸般の報告4、農業者年金加入推進研修会の開催について、ご報告します。諸般の報告4参考資料をご覧ください。 一般社団法人神奈川県農業会議より、資料のとおり、研修会の通知があったものです。 今年度は、農業者年金基金の新たな中期目標期間の初年度にあたるため、さらなる加入推進に向け研修会を実施するもので、日時、場所については、お手元の資料のとおりとなっています。出席をご希望される方がいらっしゃいましたら、本日中に事務局までお伝えいただきますようお願いいたします。 農業者年金加入推進部長である飯田委員と、事務局からは名塚が出席予定となっております。 続きまして、諸般の報告5、遊休農地解消対策実践活動について、説明させていただきます。 7月26日(木)に開催しました第23回鎌倉市遊休農地解消対策協議会において報告させていただきました、手広の遊休農地について、9月18日(火)の午後1時30分より雑草の伐採作業を行わせていただきます。 作業ですが、当日、ご都合の悪い方は挙手をお願いします。 現地は雑木が繁茂し、雑草が生い茂っているため、チェーンソー、草刈り機をお持ちの方の協力をお願いいたします。 機材を使用するにあたり危険のないよう、ゴーグル等をお持ちいただきますようお願いいたします。 駐車は、別添地図の水色塗りの通路をお願いいたします。 また、当日はこの圃場にて活動を行うアクプランタ株式会社も除草活動に参加いたします。 予備日は、9月19日(水)です。雨天の場合、18日(火)の午前中にご連絡いたします。よろしくお願いいたします。 駐車は、水色塗りの通路の東側から進入をお願いします。 機材はこの手前で出した後、駐車をお願いします。 最後に、9月総会の日程について、報告させていただきます。 次回は9月26日(水)15時30分から、運営委員会は、15時

	10分から、402会議室で開催します。諸般の報告は、以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成30年度 第5回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	安齊 清一
議事録署名委員 7番	浜野 清一
議事録署名委員 9番	小泉 勝利